

5-13  
41

所長補佐

教育公務員特例法中

直轄機関の研究に従事する公務員に関する改正案(2)

大学学術局学術課

二六・二・六

村上 9

○法第二十二條中「職務を行う者」の下に、「文部省設置法(昭和二十四  
年法律第四百十六号)第十三條に掲げる機関(日本芸術院を除く)  
並びに文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十條に  
掲げる国立博物館及び研究所の長及びその職員のうち  
もつばら研究又は教育に従事する者」を加える。

○令第三條に次の一條を加える。

第三條の二 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)第十三  
條に掲げる機関(日本芸術院を除く)並びに文化財保護法(昭和  
二十五年法律第二百十四号)第二十條に掲げる国立博物館及び研究所の長及び  
職員のうちもつばら研究又は教育に従事する者(職員といふ。以下  
同じ。)とは、任命権者が指定する職にある者をいふ。

前項に規定する機関の長及び職員については、法第四條第一項、  
第七條、第十一條第一項、第十二條第一項、第十九條、第二十條  
及び第二十一條の規定を準用する。この場合において、これら  
の條中「大学管理機関又は所轄庁」とあるのは、<sup>次の各号に掲</sup>  
從つて読み替へるものとする。  
任命権者と

- 一、第四條第一項、第十二條第一項にあつては、機関の長については、  
任命権者、その他の職員については、所屬機関の長。
- 二、第七條、第十一條第一項、第十九條、第二十條及び第二十一條  
にあつては、任命権者。  
(別表参照)

別表

令改正案 第三條の二の第二項 読み替え表

第三條	第二項	読み替えられる事項	読み替える事項
第三條	第二項	所轄之	任命権者
第十九條	第七條	大学管理機関	任命権者
第十九條	第七條	大学管理機関	機関の長にあつては 任命権者 その他の職員にあつては 所属機関の長

大日本帝國政府

(國定規格B5(210×297))

一、もつはら 研究又は教育に従事する者の範囲を定めると  
 二、もつはら 文部省で 検印を 何らかの形に 定め、つぎは  
 三、もつはら 検印を する 資料を 集る 十の 途に 提出を する  
 四、もつはら 検印を する 途に 提出を する  
 五、もつはら 検印を する 途に 提出を する  
 六、もつはら 検印を する 途に 提出を する  
 七、もつはら 検印を する 途に 提出を する  
 八、もつはら 検印を する 途に 提出を する  
 九、もつはら 検印を する 途に 提出を する  
 十、もつはら 検印を する 途に 提出を する

大日本帝國政府

廿二條	採用、昇任
廿七條	休取の期了
十一條	昭あ
十三條	昭新成徳淨定
十九條	昭昭
三十條	昭昭の權令
三十一條	昭昭

(國定規格B5(25×37))

昭和26年2月8日

所長補佐

国立教育研究所  
菊川暢純殿

又部員大子字備局字備課長

岡 野 道

教育公務員特別法改正案について

2月2日才一回直轄併用所監務部長会議に  
ついて議題となりました上記のことについて、  
併用に専従する直轄並内公務員に関する改  
正案の事項を返附いたしますから緊急に御横  
討願います。

なお、このことにつきまして下記のとおり  
打合せ会を開催いたしますから御出席願いま  
す。

記

日 時 2月7日(水) 午後2時  
場 所 大子字備局字備課

おつて、政令(一)の準用範囲について更に明確に規定したい  
旨、主管課から要請がありましたので御出席願います。

東京都千代田区千代田3丁目4番地  
電話・銀座57-5771~5779  
5781 5785

本件についての照会・回答には必ず  
上記書頭番号を付すこと

教育公務員特例法中

直轄機関の研究に従事する公務員に関する改正案の要項

大学学術局学術課  
(昭和二六・二・三)

一 法 才二十二条中「職務を行う者」の下に「、文部省設置法（昭和二十四年法律才百四十六号）才十三条に掲げる機関（日本芸術院を除く。）並びに文化財保護法（昭和二十五年法律才百十四号）才二十条に掲げる国立博物館及び研究所の長及びその職員のうちもつはら研究又は教育に従事する者」を加える。

二 令才二条に次のような条項を加える

（一）才二条の二

法才二十二条に掲げる機関の職員のうちこの法を準用するものについては、あらかじめ文部大臣の承認を得て所屬機関の長がこれを指定する。

（二）才二条の三

法才二十二条に掲げる機関の長及び前項によつて指定された職員については、法才四条・才七条・才十一条・才十二条・才十九条・才二十条及び才二十一条の規定を準用する。これら条中大学管理機関または所轄庁とあるのは次の各号に依つて読み替えるものとする。

一、才四条中 評議員会を置く機関にあつては、機関の長については文部省所轄機関評議員会令（昭和二十四年七月十八日政令才二百七十四号）の定めるところにより、文部大臣、評議員会を置かない機関にあつては文部大臣、職員については所屬機関の長

二、才七条・才十一条・才十二条・才十九条・才二十条・才二十一条中 機関の長については文部大臣、職員については所屬機関の長

なお、才二十一條の改正案次のとおり

才二十一條 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業、若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと所轄庁において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の場合においては、国家公務員たる教育公務員にあつては国家公務員法才百一条才一項の規定に基く人事院規則又は同法才百四條の規定による人事院の承認又は許可を要せず、地方公務員たる教育公務員にあつては地方公務員法才三十八條才二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

